所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第五号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約

日本国及びジャマイカは、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2　この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3　この条約は、第九条2、第十八条、第十九条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十七条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

第二条　対象となる租税

1　この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　ジャマイカにおいては、

所得税

（以下「ジャマイカの租税」という。）

(b)　日本国においては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　地方法人税

(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

4　この条約は、現行の租税にこれに加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「ジャマイカ」とは、ジャマイカ島、モラント諸島及びペドロ諸島並びにこれらの附属地をいい、ジャマイカの領水（群島水域及び領海を含む。）並びに当該領水の外側に位置する区域であって、海底又はその下及び上部水域の天然資源の探査及び開発のために並びに経済的な目的で行われる区域の探査及び開発のための他の活動に関してジャマイカが主権的権利を行使することができる区域として国際法に基づいてジャマイカの法令によって指定されており、又は今後指定されることがあるものを含む。

(b)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領海の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はジャマイカをいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。

(i)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　ジャマイカについては、財務担当大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(j)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(k)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(l)　一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。

(i)　専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるもの

(ii)　専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。